

平成22年第2回士別市議会臨時会会議録

平成22年5月12日(水)

午前10時09分 開会

午後 4時54分 閉会

本日の会議事件

開会宣告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第 1号 議長の選挙

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 選挙第 2号 副議長の選挙

日程第 5 議席の指定

日程第 6 議案第66号 士別市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

日程第 8 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任

日程第 9 議会広報特別委員会の設置

日程第10 選挙第 3号 士別地方消防事務組合議会議員の選挙

日程第11 議案第63号 士別市監査委員の選任について

日程第12 報告第 3号 専決処分の報告について

日程第13 議案第64号 士別市税条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第65号 平成22年度士別市一般会計補正予算(第3号)

日程追加 調査第 1号 議会運営委員会の閉会中継続審査について

調査第 2号 議会広報特別委員会の閉会中継続審査について

閉会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	遠山 昭二 君	2番	十河 剛志 君
	3番	松ヶ平 哲幸 君	4番	渡辺 英次 君
	5番	丹 正臣 君	6番	粥川 章 君
	7番	出合 孝司 君	8番	伊藤 隆雄 君
	9番	谷口 隆徳 君	10番	国忠 崇史 君
	11番	小池 浩美 君	12番	山田 道行 君
	13番	井上 久嗣 君	14番	岡崎 治夫 君
	15番	田宮 正秋 君	16番	神田 壽昭 君
	17番	菅原 清一郎 君	18番	斉藤 昇 君

19番 岡田久俊君 議長 20番 山居忠彰君

出席説明員

市長 牧野勇司君 副市長 相山佳則君

副市長 城守正廣君 総務部長(併)
選挙管理委員会
事務局長 鈴木久典君

市民部長 有馬芳孝君 保健福祉部長 織田勝君

経済部長 伊藤暁君 建設水道部長 土岐浩二君

朝日総合支所長 川越一男君

市立病院
事務局長 吉田博行君

教育委員会
委員長 尾崎学君 教育委員会
生涯学習部長 石川誠君

農業委員会
会長 松川英一君 農業委員会
事務局長 山本良文君

監査委員 三原紘隆君 監査委員
事務局長 岡強志君

事務局出席者

議会事務局長 藤田功君 議会事務局
総務課長 小ヶ島清一君

議会事務局
総務課主査 東川晃宏君 議会事務局
総務課主任主事 御代田知香君

議会事務局
総務課主事 岡村慎哉君

議会事務局長（藤田 功君） 平成 22 年第 2 回臨時会が本日招集されましたが、本臨時会は一般選挙後初めての議会でありますので、開会に先立ちまして牧野市長より御挨拶がございます。

市長（牧野勇司君）（登壇） 皆さんおはようございます。任期満了に伴います土別市議会議員選挙後、初の市議会開会に先立ちまして、一言お祝いの言葉を申し述べさせていただきます。

議員各位におかれましては、4 月 11 日執行されました土別市議会議員選挙におきまして、衆望を担われ立候補され、市民をはじめ各界・各層の力強い御支持、御支援のもとに、栄えある御当選を果たされました。とりわけこのたびの選挙は、合併後初めて選挙区を 1 つとし、さらに定数も 2 名減員した中で行われたものであり、少数激戦を制して当選されました皆様に対し心からお喜び申し上げます。大変おめでとうございます。

さて、最近、新聞紙上あるいはニュースなどで一部景気の回復が伝えられてはおりますが、ここ道北地方では、いまだにその兆候が見えず、また、人口減少や急速に進む少子高齢化、医療福祉、雇用に対する不安などを抱え、一方、基幹産業の農業においても、春先からの天候不順により閉塞感が漂う現状であります。

昨年、国政における政権交代により、私たちの地域社会を取り巻く環境は徐々に変化し、地域主権への流れも一段と加速が予測される中で、自主決定・自主責任や知恵を出し合う財政運営など自治体のあり方にもこれまで以上に変革が求められております。

新生土別市の目指す都市像である天塩の流れとともに、人と大地が躍動する健やかなまちを名実ともに実現するためにも、より足腰を強くしていかなければなりません。

真の協働のまちづくりは、市民の限りない英知と汗とを結集した市民参加によってつくり上げられるものであり、こうした厳しい時代だからこそ、御当選の栄に浴された議員の皆様方には、民意を代表する意思決定機関であります議会として、市民から大きな期待が寄せられております。

どうか御健康にはくれぐれも御留意の上、土別市のまちづくりと限りない発展のため、なお一層の御尽力を賜りますと同時に、市理事者の私どもをはじめ職員に対しまして、一層の御指導、御支援を賜りますように切にお願い申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。このたびは大変おめでとうございます。（降壇）

議会事務局長（藤田 功君） 次に、市長部局並びに各執行機関の説明員の紹介が、相山副市長からでございます。

副市長（相山佳則君）（各説明員の紹介）

議会事務局長（藤田 功君） 以上で、説明員の紹介を終わります。

それでは、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっておりますので、ただいまの出席議員中、年長議員であります岡田久俊議員を御紹介申し上げます。岡田久俊議員、議長席に御着席をお願いいたします。

臨時議長（岡田久俊君） ただいま御紹介いただきました岡田久俊でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、議長選挙が終わるまで、臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

（午前 10 時 09 分 開会）

臨時議長（岡田久俊君） 平成 22 年第 2 回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は

全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

臨時議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

臨時議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

それでは、議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

臨時議長（岡田久俊君） ここで、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定に基づき立会人に、井上久嗣議員、粥川 章議員、出合孝司議員を指名いたします。

ただいまの出席議員数は、20名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

臨時議長（岡田久俊君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（岡田久俊君） 配付漏れなしと認めます。

次に投票箱を改めます。

（投票箱点検）

臨時議長（岡田久俊君） 異常なしと認めます。

投票は、単記無記名であります。白紙投票は無効といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

（投票）

臨時議長（岡田久俊君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（岡田久俊君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

臨時議長（岡田久俊君） それでは、開票を行います。

直ちに立会人に指名しました3名の議員の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

臨時議長(岡田久俊君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20 票。そのうち有効投票 18 票、無効投票 2 票であります。

有効投票中、

山居忠彰議員 9 票

岡田久俊 9 票

以上のとおりであります。

この結果、山居忠彰議員の得票と、不肖、私の得票が同数であり、その得票数は、法定得票数の 4.5 票を超えております。

よって、当選人は地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用し、くじで決定することになりました。

次に、くじの方法について申し上げます。

まず、くじを引く順序をくじで決め、その順序に従い当選人を定めるくじを引くことといたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

立会人及び山居忠彰議員は、御登壇願います。

(立会人、山居忠彰君登壇)

臨時議長(岡田久俊君) まず、くじを引く順序を決めていただきます。

(くじを引く順序を決めるくじを引く)

臨時議長(岡田久俊君) ただいまのくじの結果、山居議員が先にくじを引くことになりました。

山居議員、くじをお引き願います。

(山居忠彰君くじを引く)

臨時議長(岡田久俊君) 次に、私がくじを引きます。

(岡田久俊君くじを引く)

臨時議長(岡田久俊君) ただいまのくじの結果を報告いたします。

山居議員が当選のくじを引かれました。よって、山居議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました山居議員が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、ただいま議長に当選されました山居議員より御挨拶がございます。

議長(山居忠彰君) (登壇) ただいま議員各位の温かいお力添えのもと、議長に当選をさせていただきました山居忠彰でございます。皆様方の御厚情にまずもって心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

地方議会がおかれた今日的な多難な局面、そして山積する課題を考えると、その責務に当たって極めて身の引き締まる思いでございます。

執行に当たっては、大先輩でもあります岡田前議長の御指導を賜りながら、そして皆様方の御鞭撻を賜りながら、進めてまいりたいと考えているところでございます。運営に当たっては、中立・公平・公正の立場であることはもちろんでありますけれども、勇気を持って、真心を持って真実を語る。このことを基本に、皆様方とともに土別市議会発展のために微力を尽してまいりたいと考えてございます。

どうか市理事者、そして市民の皆さん、報道機関の皆さん、関係者の皆さん方の絶大なる御支持、御支援、お力添え、そして御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、議長就任に当たりましての御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいいたします。(拍手) (降壇)

臨時議長(岡田久俊君) 以上をもって、臨時議長の職務を全部終了いたしました。

御協力をいただき誠にありがとうございました。

それでは、山居議長の着席をお願いいたします。

(臨時議長、議長と交代)

議長(山居忠彰君) それでは、本臨時会の会議録署名議員を指名いたします。1番 伊藤隆雄議員、2番 井上久嗣議員、3番 岡崎治夫議員を指名いたします。

議長(山居忠彰君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第 3号 専決処分の報告について

議案第63号 土別市監査委員の選任について

議案第64号 土別市税条例の一部を改正する条例について

議案第65号 平成22年度土別市一般会計補正予算(第3号)について

2. 議員から送付された議案は次のとおりである。

議案第66号 土別市議会委員会条例の一部を改正する条例について

3. 指定している専決処分について市長から送付された報告は次のとおりである。

損害賠償の額を定めることについて

4. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長 牧野 勇 司

副市長 相山 佳 則

副市長 城守 正 廣

総務部長(併)

選挙管理委員会 鈴木 久 典

事務局長

市民部長 有馬 芳 孝

保健福祉部長 織田 勝

経 済 部 長	伊 藤 暁	建設水道部長	土 岐 浩 二
朝日総合支所長	川 越 一 男	市 立 病 院 事 務 局 長	吉 田 博 行
総務部次長 兼財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	三 好 信 之	企画振興室長 兼企画課長	林 浩 二
市民部次長 兼税務課長	高 橋 哲 司	保健福祉部次長 兼福祉課長	黒 川 順 吉
保健福祉部 こども・子育て 応援室長	池 田 文 紀	保健福祉部 コスモス苑所長	山 口 健
経済部次長兼 商工労働観光課長	石 川 敏	経済部国営農地 再編推進室長	秋 山 照 雄
建設水道部次長 兼建築課長	小山内 弘 司	建設水道部技監	佐々木 辰 彦
会計室長	川 原 正 樹	総務課長	村 上 正 俊
介護保険課長	仁 村 光 春	税務課主幹	得 字 繁 美
教育委員会 委員長	尾 崎 学	教育委員会 生涯学習部長	石 川 誠
教育委員会 生涯学習部次長 兼学校教育課長	黒 澤 宣 明	教育委員会 生涯学習部次長 兼社会教育課長 兼生涯学習情報センター所長 兼つくも青少年の家所長	那 須 政 士
農業委員会 会長	松 川 英 一	農業委員会 事務局長	山 本 良 文
監査委員	三 原 紘 隆	監査委員 事務局長	岡 強 志

5 . 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	藤 田 功	議会事務局 総務課長	小ヶ島 清 一
--------	-------	---------------	---------

議会事務局
総務課主査
東川 晃 宏

議会事務局
総務課主任主事
御代田 知 香

議会事務局
総務課主事
岡村 慎 哉

以上報告する

平成 22 年 5 月 12 日

士別市議会議長 山 居 忠 彰

議長（山居忠彰君） 次に、日程第 3、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第 4、選挙第 2 号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、投票によりたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

それでは、議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

議長（山居忠彰君） ここで、立会人を指名いたします。

会議規則第 30 条第 2 項の規定に基づき立会人に、井上久嗣議員、粥川 章議員、出合孝司議員を指名いたします。

ただいまの出席議員数は、20 名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（山居忠彰君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 配付漏れなしと認めます。

次に投票箱を改めます。

（投票箱点検）

議長（山居忠彰君） 異常なしと認めます。

投票は、単記無記名であります。白紙投票は無効といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

（投 票）

議長（山居忠彰君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（山居忠彰君） それでは、開票を行います。

直ちに立会人に指名しました3名の議員の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

議長（山居忠彰君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20 票。そのうち有効投票 20 票であります。

有効投票中、

齊藤 昇議員 10 票

遠山昭二議員 10 票

以上のとおりであります。

この結果、齊藤 昇議員の得票と遠山昭二議員の得票が同数であり、その得票数は、法定得票数の5票を超えております。

よって、当選人は地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用し、くじで決定することになりました。

次に、くじの方法について申し上げます。

まず、くじを引く順序をくじで決め、その順序に従い当選人を定めるくじを引くことといたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

立会人、齊藤 昇議員、遠山昭二議員は、御登壇願います。

（立会人、齊藤 昇君、遠山昭二君登壇）

議長（山居忠彰君） まず、くじを引く順序を決めていただきます。

（くじを引く順序を決めるくじを引く）

議長（山居忠彰君） ただいまのくじの結果、齊藤議員が先にくじを引くことになりました。

齊藤議員、くじをお引き願います。

（齊藤 昇君くじを引く）

議長（山居忠彰君） 次に、遠山議員、くじをお引き願います。

（遠山昭二君くじを引く）

議長（山居忠彰君） ただいまのくじの結果を報告いたします。

遠山議員が当選のくじを引かれました。よって、遠山議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました遠山議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、ただいま副議長に当選されました遠山議員より御挨拶がございます。

副議長（遠山昭二君） （登壇） ただいま抽選により副議長になりました遠山でございます。

このように二人とも、議長も副議長も緊迫して、同じ数字でここまで来たということは、いかに

これから、議会の改革に対して大変でないかと思えます。でも、私は所信表明で述べたように議長を補佐し、市民のため、議会のため邁進していくつもりでございますので、どうかこれからも皆様方の温かい御支援と御指導のもとやっていきたいと思えますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。（拍手）（降壇）

議長（山居忠彰君） ここで、議会人事案等協議のため、暫時休憩いたします。

（午前 10時 50分休憩）

（午後 2時 45分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議席表のとおり指定いたします。

ここで、議席移動のため、暫時休憩いたします。

（午後 2時 46分休憩）

（午後 2時 48分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第66号 土別市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

ここで、ただいま可決いたしました議案の告示行為のため、暫時休憩いたします。

（午後 2時 48分休憩）

（午後 2時 51分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

この選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って選任すること

となっておりますので、直ちに常任委員会委員及び議会運営委員会委員の氏名を事務局長から朗読いたします。

議会事務局長（藤田 功君） 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の御氏名を申し上げます。

総務文教常任委員会委員に、伊藤隆雄議員、神田壽昭議員、斉藤 昇議員、菅原清一郎議員、田宮正秋議員、松ヶ平哲幸議員、山居忠彰議員。

民生福祉常任委員会委員に、岡田久俊議員、粥川 章議員、小池浩美議員、十河剛志議員、谷口隆徳議員、出合孝司議員、渡辺英次議員。

経済建設常任委員会委員に、井上久嗣議員、岡崎治夫議員、国忠崇史議員、丹 正臣議員、遠山昭二議員、山田道行議員。

議会運営委員会委員に、伊藤隆雄議員、井上久嗣議員、岡崎治夫議員、岡田久俊議員、粥川 章議員、神田壽昭議員、小池浩美議員、出合孝司議員、山田道行議員。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。ただいま事務局長が朗読したとおり選任いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員及び議会運営委員会委員は、ただいまの朗読のとおり選任することに決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第 8、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任を行います。

この選任については、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、直ちに正副委員長の氏名を事務局長から朗読いたします。

議会事務局長（藤田 功君） 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の御氏名を申し上げます。

総務文教常任委員会、委員長に斉藤 昇議員、副委員長に伊藤隆雄議員。

民生福祉常任委員会、委員長に出合孝司議員、副委員長に粥川 章議員。

経済建設常任委員会、委員長に井上久嗣議員、副委員長に丹 正臣議員。

議会運営委員会、委員長に山田道行議員、副委員長に岡崎治夫議員。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第 9、議会広報特別委員会の設置を議題に供します。

お諮りいたします。委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、議会に9人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、議会広報の編集、発行及び調査研究に関する事項を、当該特別委員会に付託いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、議会に9人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

引き続き、ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員及び正副委員長を選任を行います。

この選任については、委員会条例第7条第1項及び第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、直ちに議会広報特別委員会委員及び正副委員長の氏名を事務局長から朗読いたします。

議会事務局長(藤田 功君) 議会広報特別委員会委員の御氏名を申し上げます。

国忠崇史議員、小池浩美議員、菅原清一郎議員、十河剛志議員、谷口隆徳議員、田宮正秋議員、松ヶ平哲幸議員、山田道行議員、渡辺英次議員。

次に、議会広報特別委員会正副委員長の御氏名を申し上げます。委員長に谷口隆徳議員、副委員長に松ヶ平哲幸議員。

以上でございます。

議長(山居忠彰君) お諮りいたします。ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員及び正副委員長は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

議長(山居忠彰君) 次に、日程第10、選挙第3号 土別地方消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

土別地方消防事務組合議会議員に遠山昭二副議長、斉藤 昇議員、菅原清一郎議員、山田道行議

員、不肖、私の5名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました5名の議員を土別地方消防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の議員が土別地方消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長(山居忠彰君) 次に、日程第11、議案第63号 土別市監査委員の選任についてを議題に供します。

ここで、地方自治法第117条の規定により、田宮正秋議員の退席を求めます。

(田宮正秋君退席)

議長(山居忠彰君) 提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君) (登壇) ただいま議題となりました議案第63号 土別市監査委員の選任について御説明申し上げます。

今回の市議会議員の改選に当たり、市議会議員から選出される監査委員として田宮正秋議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(山居忠彰君) お諮りいたします。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案同意と決定いたしました。

(田宮正秋君着席)

議長(山居忠彰君) それでは、ただいま監査委員に選任同意となりました田宮正秋議員より御挨拶がございますので、御聴取願います。

田宮正秋議員、登壇のうえ御挨拶をお願いいたします。

監査委員(田宮正秋君) (登壇) 一言御挨拶を申し上げます。ただいま議員選出の監査委員として、不肖、私が市長から御推挙をいただき、また、議員各位の選任同意をいただきましたことに身に余る光栄でありますとともに、深く感謝申し上げます。

本市では、市民福祉の向上のため行財政健全化を図りながら、多くの行政課題解決に向けた取り組みが行われており、極めて重要な時期を迎えておりますが、このような状況下において、監査委員としての課題の重要さを考えますと、身の引き締まる思いでございます。

選任いただいた以上は、識見を有する監査委員とともに監査委員の重責を担い、精いっぱい努力していく覚悟でございます。今後とも、関係各位の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げまして、監査委員就任に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手) (降壇)

議長（山居忠彰君） ここで、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午後 3時03分休憩）

（午後 3時50分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の都合により、ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

日程第12、報告第3号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました報告第3号 平成22年度士別市一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてその内容を御説明申し上げます。

本補正は、去る3月21日に発生した低気圧通過に伴う強風により、温根別中学校の屋根のトタンが一部剥離したため、ブルーシートによる応急措置を施したところではありますが、破損部分の復旧に加え、屋根の別部分に雨漏りが発生していることが判明し、早急に対応する必要があるため、補修工事費469万4,000円を予算措置したもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次第であります。

なお、これに要する財源といたしましては、保険金収入及び地方交付税をもって収支の均衡を図ったところであります。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

小池浩美議員。

11番（小池浩美君） 1点だけ確認させていただきます。学校の屋根ですけれども、新聞などによりますとですね、農業関係でビニールハウスが壊されたり、飛ばされたりというような被害がけっこうたくさんあったと聞いております。旭川では248戸の農家で491棟のビニールハウスが被害を受けたということですが、それで、士別市の場合のこういった農業被害はどうだったのか、その実態ですね。被害農家戸数、被害状況、あるいは被害金額そういったものと、それから、それへの支援策はどのように行ったのかをお聞きしたいと思います。

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君） お答えをいたします。今年の春にはですね、今、専決処分いただきました

3月21日と4月14日から15日にかけて強風が吹きまして、農業営農施設に被害が出ております。

3月21日の関係でいきますと、ビニールハウスの損傷が5戸で5棟でございます。それから、4月14日から15日にかけては、17戸の農家で19件のビニールハウスの被害及び一部パイプの損傷の被害が出ております。これらにつきましては、3月21日関係については、全戸が共済に加入をしております、被害額の8割が補てんをされているところでございます。4月14日から15日にかけては、17戸のうち11戸が共済に加入をしております、同じく8割の補てんがされておりますが、残りの関係については、自前でやったということになっております。

議長（山居忠彰君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第3号は原案のとおり承認と決定いたしました。

議長(山居忠彰君) 次に、日程第13、議案第64号 土別市税条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君) (登壇) ただいま議題となりました議案第64号 土別市税条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成22年3月31日に公布となりました地方税法等の一部を改正する法律に基づき、市税条例の一部を改正いたそうとするものであります。

主な改正内容といたしましては、個人の住民税に係る給与所得者並びに公的年金受給者の扶養親族申告書の提出に係る規定の新設、公的年金からの住民税の特別徴収制度の一部改正及びたばこ税の税率改正の3点であります。

まず、個人の住民税における扶養親族申告書の提出に係る規定の新設についてであります。

この度の地方税法の改正により、16歳未満の者に係る扶養控除が廃止されたところであります。個人住民税の非課税限度額の算定においては、16歳未満の者を含めた扶養親族を把握する必要があることから、新たに給与所得者及び年金受給者が扶養親族の氏名等を申告する規定を設けるものであり、平成23年中の所得を基礎として課税される平成24年度の住民税から適用しようとするものであります。

次に、公的年金からの住民税の特別徴収制度の一部改正についてであります。

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得がある給与所得者につきまして、納税の便宜等を図る観点から、選択により公的年金等所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して、給与からの特別徴収の方法により徴収することができるよう所要の改正を行うものであります。

次に、たばこ税の税率改正につきましては、税率を1,000本につき3,298円から4,618円に改正し、特例として、旧3級品の製造たばこにつきましては、1,564円から2,190円に改正を行うものであり、平成22年10月1日から適用とするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(山居忠彰君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

小池浩美議員。

11番(小池浩美君) 今回のこの議案第64号 土別市税条例の一部を改正する条例ということですが、これは平たく言えば、個人住民税の扶養控除の廃止。具体的には、16歳未満の親族への扶養控除、この33万円。それから、16歳以上から19歳未満の親族への特定扶養控除の上乗せ分12万円。これらを廃止するということだと解釈します。廃止ということは、逆に言えば増税になるということで、全国的には4,569億円もの増税になるものなんですが、この廃止というのは、それを子ども手当と高校授業料の無償化の財源にするためというふうに考えてよろしいですね。

議長(山居忠彰君) 高橋市民部次長。

市民部次長（高橋哲司君） 今回の改正でありますけれども、今、小池議員お話のとおり、16歳未満の年少扶養控除廃止と、16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ分の廃止であります。それで、これについては、子ども手当の創設に伴っての改正であります。以上です。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 高校授業料の無償化っていうところには、この上乗せ分は増税して間に合わせるというふうに解釈してよろしいですね。

議長（山居忠彰君） 高橋次長。

市民部次長（高橋哲司君） 高校生の授業料無償化でありますけれども、18歳以下の扶養親族がいない場合にはですね、今回の特定扶養控除廃止による影響はないものと考えております。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） ですから、影響ある家庭もかなりあるというふうに解釈できると思うんですけど。それでですね、3月の国会では、子ども手当法案が成立しております。今度のこの子ども手当法案は平成22年度に限って、すなわち本年度に限って中学生まで子ども手当の半額1万3,000円を支給すると。そういう内容になっているんですけども、だから、来年度から2万6,000円にするというような話は前から出ていますけれども、子ども手当法案、今回成立したのは、今年度に限っての1万3,000円支給すると。そういうふうになっているものですが、まずひとつはじめにですね、本市では、どれほどの増税になるかお聞きしたいのですが、扶養控除廃止の対象者は何人で、どれほど増税になるか、金額ですね。また、22年度に限っての子ども手当の受給者は、何人で金額はどれほどになるのかと。それから、特定扶養控除12万円廃止の対象者についても、何人でどれほどの額になるか教えていただきたいと思えます。

議長（山居忠彰君） 高橋次長。

市民部次長（高橋哲司君） 廃止によりまして影響を受ける納税義務者数でお答えをさせていただきます。個人住民税の適用時期は、先ほど提案説明の中にもありましたけれども、24年度からであります。21年度課税ベースで申し上げますと、16歳未満の年少扶養控除の廃止と16歳から18歳の特定扶養控除の上乗せ分の廃止により影響を受ける納税義務者は1,759人で、市道民税の総額9,045万円の増収になるものと見込んでおります。うち市民税では5,473万円となりますが、増収により地方交付税の算定基礎に算入されますことから、市民税での実質増収は約1,360万円と見込んでおります。また、道民税では3,572万円で、増収分の9,045万円が納税者の負担増になるものと見込んでいます。

また、子ども手当の対象者数であります。22年度の子ども手当の対象者数ですが、5月1日の住民基本台帳の15歳以下の子供の数は、2,623人となっております。この子供の数で4月から3月までの1年間の支給額を計算いたしますと、1カ月1万3,000円ですので子ども手当の総支給額は4億918万8,000円が見込まれるところであります。

次に、特定扶養控除12万円上積み分の廃止の対象者ということですが、16歳以上19歳未満の特定扶養控除の廃止による納税義務者数で申し上げますが、21年度課税ベースで申し上げますと、511人で総額616万8,000円になるものと見込んでおります。うち市民税では373万2,000円、道民税では243万6,000円です。以上です。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） それでですね、先ほどもちょっと御答弁なされたんですけども、ちょっと

具体的にお聞きしておきたいんですが、例えば、18歳の子供がいても高校に行っていない。ずっと引きこもっていて学校に行っていないというような世帯も、そういう特定扶養控除12万円の対象になるのかどうかということなんですね。法律だから全部対象になるのかということなんですか、救済措置なんかはあるのかどうかということですね。

それから、公立高校へ行っていても、現在授業料免除っていうのがありますので、授業料免除を受けているところでは何の恩恵もなく、ただ増税だけがくるというふうにも考えられますが、そういう場合は、増税はしないのかどうか。そこら辺ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。
議長（山居忠彰君） 高橋次長。

市民部次長（高橋哲司君） 18歳の子供で高校に行っていない。また、あるいは引きこもりということの御質問でございます。税法上、年齢で判断をいたしますことから、18歳の子供につきましては、特定扶養控除16歳以上19歳未満の上乗せ分の廃止の対象となり、引き続き一般の扶養控除33万円の対象になりますことから、税法上の救済措置は規定がされていないところでございます。

それと、高校授業料免除を受けている世帯ということですが、高校授業料免除を受けている方につきましても、今回の特定扶養控除の廃止に伴い、現在免除を受けている世帯で、住民税所得割が課税されている方につきましては、負担増になるケースもあると思いますが、これにつきましても税法上の救済措置は規定がされていないところでございます。以上です。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） はい。非常に不利な家庭も出てくるというふうに考えられます。

それですね、今回この扶養控除が廃止することによって、これだけではなくて、住民税が増税になるということだけでなく、さまざまな影響、例えば、国保税が増えるというような連鎖的に負担が増えていくということが懸念されますので、その影響について少し具体的に教えていただきたいと思います。

議長（山居忠彰君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） 国保税等の影響についてお答えをいたします。土別市国民健康保険税の会計につきましては、今お話がございました特定扶養控除が廃止されたことといたしましても、税額そのものへの影響は、基礎控除しか従前からいたしておりませんことから、影響のないところでございます。しかしながら、議員、御指摘がございましたように、住民税の所得割方式をとっている全国の中には市町村もございまして、こういったところでは扶養控除が減ることにより税額に影響が出てきて、国民健康保険税、あるいは国民健康保険料が増えるということが生じてまいります。

また、連鎖的ということもございますけれども、この税額、あるいは住民税の課税・非課税をもとといたしまして基準判定を行っております医療制度、こういったものにつきましては影響が出てくるところでございまして、現段階で把握しておりますものといたしましては、土別市におきましては、私立でございますけれども私立幼稚園の就園奨励費の補助金。要保護・準要保護児童生徒に関する就学援助。後期高齢者の医療制度に関するもの。重度心身障害者、あるいはひとり親家庭の医療給付に関するもの。国民健康保険の高額療養費の自己負担の限度額、同じく入院時の食事療養費の関係、一部負担金でございます。並びに70歳以上の国民健康保険の被保険者の方の医療費の自己負担。上下水道料金の軽減の関係。あるいは公営住宅の使用料。児童手当そのものにつきましても、子ども手当に制度そのものが変更となります。一時保育事業、市立保育園、市立でございますけれども市立保育園の保育料。母子家庭児童等の入学支度金。入所助産に要した費用の助成。

地上デジタル放送を見るための簡易チューナーの支援。あるいは介護保険料などについて影響が出てくるように考えているところでございます。

さらに具体的に申し上げますと、特にお話のございました国民健康保険税につきましては、土別市国保では、先ほどお話ししましたように、税額そのものについては影響がございませんけれども、一方、医療費の自己負担限度額につきましては、影響が出てくるところでございまして、高額療養費の自己負担限度額といたしまして、現在、例えばですね、住民税非課税世帯の場合、70歳未満でございすけれども、1カ月の自己負担限度額は3万5,400円。住民税課税世帯の方は8万100円というようなことになっておりますので、さらに医療費総額によりましては、26万7,000円を超えた場合はその1%分が課税世帯の場合は加算がされるという制度になっておりますので、住民税が非課税から課税になった場合は、この基礎的な部分だけで4万4,700円の負担増となるような形になります。また、非課税世帯の70歳以上の方、75歳未満の方につきまして外来分で申し上げますと、1カ月の自己負担限度額が8,000円となってございますけれども、課税世帯の方は1万2,000円でございますので、この部分では変更になることによりまして4,000円の負担増になるというようなことが生じてくるというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 大変ないろいろな影響が出るというふうに思いますけれども、これは16歳未満の子供を持っている世帯とかね、あるいは19歳未満の子供とかっていう限定されておりますので単純に考えますと、そんな高齢者世帯にいきなり影響がくる、増税対象になるとは考えられませんが、子供のいる家庭が増税になって、そして、ほかの部分にもこうやって影響が出てきているというふうな事実が出てきた場合、市としてはですね、こういうことに対してこういう軽減策がありますよとか、いろいろ救済の方法ありますよとかっていうような対応策っていうのを取ろうというふうには考えておられるのですか。

議長（山居忠彰君） 有馬部長。

市民部長（有馬芳孝君） 今後の対応についてでございますけれども、まずはそれぞれ対応策につきまして、国のほうで行いました地方税法の改正に伴い今回御提案をさせていただいたわけでございますけれども、各制度を実施いたしております各府・各省におきましてさまざまな検討がなされているところでございます。また、あわせまして現在、政府税制調査会では、控除の廃止・縮小で影響を受ける社会保障制度や福祉制度を見直す控除廃止に係るプロジェクトチームを立ち上げておりまして、利用者負担の算出方法の見直し議論、あるいは緩和措置、こういったものにつきまして導入の検討がなされておりまして、7月頃までには一定の結果が出されるというふうに聞いているところでございまして、住民税の影響が実際に出てまいります24年度に向けてですね、国の責務におきまして国民・市民の影響が、できるだけ配慮された形の中での制度設計がしっかりなされること、まず重要でないかというふうに考えてございますので、今後これらの動向を注視してまいりたいというふうに存じているところでございます。

議長（山居忠彰君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第 14、議案第 65 号 平成 22 年度士別市一般会計補正予算（第 3 号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 65 号 平成 22 年度士別市一般会計補正予算（第 3 号）について、その内容を御説明申し上げます。

今回、歳出予算に追加いたしますものは民生費で、認知症の状態にある要介護高齢者等が、生活全般のサポートを受けながら共同生活を行う認知症高齢者グループホームの整備について、昨年来、事業主体となる「株式会社 北秋」並びに「有限会社 和」より平成 22 年度からの事業所開設の意向を受け、道に交付金協議申請を行っていたところでありますが、このほど、本市における整備計画が認められたため、この 2 事業所に対する補助金 7,830 万円を計上いたしました。

なお、これらに要する財源といたしましては、道支出金をもって収支の均衡を図った次第であります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

斉藤 昇議員。

18 番（斉藤 昇君） 2 つの新しい施設ができる道の補助金の審議でございますけれども、この北秋それから和、それぞれの施設の定員はいったいいくらなのか。それから、グループホームだというけれども、今もグループホームはございますけれども、このグループホームに対する対象人員、これは士別だけではないと思いますけれども、対象する定員ってというのはさっきお聞きしたけれども、対象する人数はどのくらいいるのかってということ。

それから、入所料の利用料の負担だけれども、これは、お一人が入所する場合の介護度もあると思うんだけれども、いくらぐらいかかるのかってということと、それは介護保険からどのくらい出て、本人負担はどのくらいを予定されているのか。

それから、これらの 2 つの施設ができることによって、雇用の人数はどのくらい、それぞれのところで雇用の人数がどの程度増えるのかということなんかを、まず、お知らせいただきたいと思えます。

議長（山居忠彰君） 仁村介護保険課長。

介護保険課長（仁村光春君） 私のほうからお答えさせていただきます。まず、北秋と和の定員でございますが、2 ユニット 18 人ずつの定員になっております。認知症のグループホームを利用できる介護の認定を受けている方につきましては、認知症の症状があるということで判断された方々が対象になりますが、今士別市では、要支援 2 以上の認定を受けている方が 1,200 人ほどいらっしゃいます。その中で、認知症ということで意見書に付記されて認定を受けている方が何人というのは、ちょっと統計的に取れておりませんので、一応、要支援 2 以上の 1,200 人が対象というようなことになろうかと思えます。

給付費につきましては、介護 3 の方で申し上げますと月 23 万 4,900 円で、個人負担にいたしま

すと、利用者の負担にいたしますと2万3,490円。1割分が本人負担ということになるかと思いません。

次に、雇用の関係であります。グループホームの開設に当たりましては、ユニットごとに管理者が1名、それから計画作成者が1名、そして、入居者3人に対して介護者が1名ということで、最低でも8名の方が雇用されるということで、2カ所になりますと16名というふうに考えております。以上であります。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 利用料の関係だけれども、介護3の人で一人月2万3,400円とこうおっしゃるんだけれども、これは、このほかに介護保険の1割負担の月2万3,490円。これで入所できるということで理解してよろしいんですか。

議長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 説明が足りませんでした、失礼しました。そのほかにですね、家賃相当分、それから食費相当分、管理費、あと光熱費、暖房費、冬になりますけれども、それらを含めますと約8万程度の入居費用がかかります。ですから、先ほどの金額と合わせまして約10万くらいの金額ということになるかと思えます。以上です。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） そこが大事なとこなんでね、きちっとやっぱり答弁していただかないとびっくりしてしまうんですね。それから、ひとつは働く人たちの賃金の水準。こういうものは介護保険と同時に、こういう施設に働くヘルパーさんでありますとか、介護士の皆さんだとか全国的にも非常に賃金が安くて、そして、なかなか手がないという、そんなことも予想されているんだけれども、賃金水準っていうのは、一定示された賃金水準が支払われるのか。この点はいかがでしょう。

議長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 介護保険事業所に対するですね、賃金水準という定め等についてはありません。以上です。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） けどね、それはおかしいんじゃないですか。使用料からですよ、食費から、それから介護保険からも取るわけですよ。そして、そこで、今度はかかる部分、光熱費はいくらだとか、あるいは働く人の賃金がどうだとか、管理費がどうだとかっていうかかる部分っていうのは、一定示されなかったらね、こういう介護保険だとか、約8万光熱費にかかって、そして合計で10万近くなると、介護3の人で。こう答弁しているにもかかわらず、そういうものについては、賃金だとかそういうものについては、わかりませんなんていうね、そんな説明の仕方っていうのは、あったもんでないと思うんだけれども、もうちょっと詳しく答弁して下さい。

議長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 民間の事業所、介護保険法の中で各職種によって給料がいくらっていう定めはございません。ただ、社会福祉法人等が運営されている場合ですと、給料の基準につきましては、国家公務員の基準を採用するとか、そのようなことで対応しているところもあります。民間のほうにつきましては、そういう何を基準に給料を支払うというような基準はないということになります。以上です。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） こういう施設っていうのは、さまざまできていますよ。有料の金さん銀さんだとか随分増えてございますけれども。市とのですね、あるいは道、特に市でいいです、こういう施設と市とのかわり、これはどういう関係のかわりを持つことになるんでしょう。監督でありますとか、指導でありますとか、援助でありますとか、そういうことを考えるときには、どういうかわりを持つのかっていうこと、それがひとつ。

それから、今7,830万の補助金だけでも、これは1カ所にすれば3,915万でしょうか、半分に割れば。それぞれの施設がですね、大体総額でどのくらいの備品も含めて建物に費用がかかって、そして3,915万で1カ所という数字は、その総額にかかる費用のどのくらいを補助するという数字になっているのでしょうか。こちら辺もわかれば、この際お示し願いたいと思います。

議長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 市とまず施設とのかわりですが、グループホームにつきましては、地域密着型サービス事業所の指定ということになりますので、地域密着型の事業所については、市が監査をすることになります。あと、コスモス苑等の福祉施設等につきましては、道が監査を行っております。2年に1度の割合で監査を行っております。グループホーム等につきましては、市で監査等をいたしておりますが、2年に1度、施設に赴いて実地での監査をさせていただきますとともに、各年につきましては、書類での提出により監査を行っております。

次に、各施設の事業費、一応、計画として出てきている計画費で申しますと、北秋さんが本体工事で7,500万程度。それから、この工事代に対する補助金といたしましては、去年の国の緊急対策で、本来ですと1,500万のところを大幅に増額になっておりまして2,625万円。それと、土別市が豪雪地帯ということで加算がありますので210万円。あわせて2,835万円という本体に対する補助になります。あと、備品等に対する補助ですが、備品等の購入で大体1,230万が予定されておりまして、これにつきましては1,080万。あわせて3,915万円の補助になります。もう1つの和につきましては、本体工事が5,600万円。これに対して、先ほどのように豪雪地の加算を付けまして2,835万円。それから、備品等の購入費が1,300万円を予定しておりまして、これにつきましては、1事業所定額ということになっておりますので、1,080万ということとなっております。以上です。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） その計画は、市でも承知していると思うんだけど、北秋と和を今答弁いただいたけれども、本体でいえば北秋が7,500万。和が5,600万。同じ定員18名でこのような2,000万も差がつくというのは、一体どのような施設の基準として建てられるという計画になっておられるのか。この違いについて知っていれば明らかにしていただきたいと思います。

議長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 説明不足で申し訳ございません。北秋さんにつきましては、全面平屋建てで2ユニット18床を整備いたします。各部屋にももちろんトイレ等も付いた部屋ということで整備されますので、割高な整備になるかと思えます。もう1つの和さんにつきましては、2階建てでの整備ということで、この金額の提示なのかなということでもあります。以上です。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） はじめに聞けばよかったんだけど、それぞれの北秋と和の場所はどこになるのかということがひとつ。それから、もうひとつはですね、10万円かかる利用料。これは非常

にやっぱり入れたいけれども、家計が厳しくて入れられないんだという事態が生まれると思うんですよね。生活保護を受けている人であればですよ、これは生活保護費から全部出るのか、どの程度出るのかっていうことがひとつ。それから、そういう生活保護を受けていないでも、例えば、年金をもらっている70なら70の世帯があると。そこに90を超える高齢者がいて、ぜひここに入れたいんだというふうになりますと、年金が生活保護基準以下なら別ですよ。しかし、そこに住んでいた世帯の合算の所得、それによって利用料が全部判定されてくるわけですね。ところが、入れたいけれども10万もかかる親を入所させると、それまで一緒に生活していたその世帯が、少ない年金収入で10万の利用料を払っていけない。こういう場合は、結局は入所もできないということになってくるのではないかな。こう思うんだけど、この点はどうなんでしょう。

議長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 私のほうからは、まず場所と、それから軽減等の関係があるのかということについてお答えさせていただきたいと思います。まず、北秋さんの場所ですけれども、朝日町中央ということになっております。次に、和さんにつきましては、市内の東1条2丁目。今、和さんとしてですね、1号館といったら変ですけれども営業いたしております、もとの土別市農協の事務所のところの隣接地に用地を求められまして、そちらのほうに建設するということになっております。

それから、年金等でですね、国民年金でしたら議員さんおっしゃるとおり80万程度の収入ですので、先ほど私がお話したとおり、月の8万円の入居料等と合わせて、利用料1割分合わせて10万円というのは、賄っていけないところでありまして、介護保険の中ではですね、それらに対する軽減等の措置等につきましてはありません。あと、生活保護の関係につきましては、一応、グループホームにつきましては、生活保護を受けている方も入所ができるというようなことで、入所の対象に、生活保護費で賄うというようなことで入所をいただいている方はいらっしゃいます。以上です。

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 今のですね、入所に要する経費諸々あるわけですけれども、これについてですね、生活保護費で全部要するに支払が可能となるかということなんですけれども、一定の今、生活保護費で全部、生活保護費のいくらかという基準がありますので、それについて今すぐ調べまして御連絡いたします。少々お待ちください。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 低所得の家庭というのはね、やっぱり入れられないという家庭があるわけですよ。利用料払えないわけだから。そうなった場合に生活保護に転落するわけでもないというふうになりますと、そういう家庭に対する相談っていうのは、どういうふうに市として取り扱うのか。

例えばですよ、こういうケースがございました。入ったんだけど、とって本体が払っていけないというふうにしたときに、これはひとつの工夫なんだけれども、その、今度の和なら和に入所したと。けども利用料がこの家庭では、斉藤なら斉藤という家庭では、母親を入れたんだけども払えきれないと。そうかといって生活保護を受ける対象ではないんだというふうになったときに、結局、和さんが今度住所になるわけですよ、この入った人の。そうすると、和さんから同じようなグループホームならグループホームに転居すると。転居すると今度はその人は、そこに入ったときには、そこが住所で世帯分離になるわけですよ、私のところから。そうすると、和さんに

入ったことによって世帯分離になる。けども利用料は払えないから、それから同じ施設のほかのところに移る。そうすると、今度はその人の生活保護を取って、生活保護の収入から入れることができるという、そんな工夫っていうのが生まれてもいいのではないかとこう思うんだけど、そこら辺の考え方。これは実際あった例ですから、土別ではないですよ。けど、そういうことも含めたですね、きめ細かな相談にやっぱり乗る。こういうことをぜひしていただきたい。

それから、もうひとつは、市でこれらについては2年に1回監査をする。そうすると、以前にもこういう施設が火事にあったっていうんで、悲惨な事態が起こったということで、この議会でも、消防の議会でも質問が出ていました。そういうものの監査も含めてやるわけだけれども、そういう監査のときには、監査は市として、どこまでの監査をやる権限を持っているのか。そうであれば、市はやっぱりいろんな賃金水準もきちっと見ながらですよ、そういう福利厚生がどうなっているかっていうことも含めて、きちっとした監査を行えるのかどうか。この点は監査についてどんな監査が行われるのか。この点もこの際お聞かせをいただきたいと思うんです。

議長（山居忠彰君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） はい。まず、グループホームに入所した場合の住所の判定なんですが、グループホームにつきましては、あくまでも居宅のサービス。要するに、そこに入所をして、いろんな訓練をしながら在宅に戻るための訓練をする施設というような考え方からですね、住所は自宅において入所をすることになります。ですから、議員がお話のとおり、グループホームからほかの住所を移して住む施設、例えば、コスモス苑等の特養とかですね、それから桜丘のような特定施設に移った場合は、その人の単身世帯ということになりまして、その時にまた所得の判定から生活保護とか、そういう相談にはなるかと思いますが、一応、グループホームの場合につきましては、そういうことが今のところないことになります。

それと、監査につきましては、まず、持ってる資格の確認、それから勤務時間の確認、それから年間の収支の確認もさせていただきますし、雇用計画の契約書等の確認もさせていただきます。あと、夜勤の関係とかですね、それから消防の関係につきましても訓練の状況、それから中の設備等も整っているのかということも監査をさせていただくというようなことで、北海道で今監査をしております監査項目と同じ項目で市町村もするというようなことで、道のほうからそういう監査の指導要綱をいただいて実施いたしております。以上です。

議長（山居忠彰君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） ただいま入所に要します費用の関係で、保護費でありますけれども、保護費は、やはりといいますか、1カ月1人いくらというふうに基準額が決まっております。その結果ですね、結局はその額を、月かかる例えば、介護保険料の自己負担分と入居料、あるいは光熱費合わせて10万からかかるとなりますと、基本的には生活保護の基準額を上回ってしまうとなりますと、その分については保護費では支給はできないとなりますので、あくまでも保護費で出る額の中ですね、費用で補えるといいますか、そういった施設に入所をしていくということになります。それから、先ほどございました確かに収入がなければ、これは生活もできません。それから、介護を必要とするという方については、身内の方もいなくてですね、やはりそういった施設等で介護を受けなければ生活していけないわけですので、それは、ただいま斉藤議員もおっしゃられたように、いろいろですね、手法というものは、必ずしもこのひとつということではなくて、いろいろ手立てを講じますと、先ほど言われましたようなことでありますし、あるいは特別養護老人ホ

ーム、なかなかたくさん混んでいるという状況ではあったとしてもですね、何力所もあるというようなことで、いろいろそういった努力をして、その方に対してそういう総合的な支援を今後もそういったケースがあった場合には、最善を尽してまいりたいと、こういうふうに思っております。以上です。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 最後です、やっぱり本当に困っている人達に、親切な相談業務に乗っていただくこと。そして、そういう人たちが、本当にこういう施設ができて、そこにお世話になりながら本当によかったと言えるような、そういう施設運営を努力されているわけだから。そういうことに市としても気配りをしていただくということ。それからもうひとつは、例えば、入所者から私どもに例えば苦情がきて、これはちょっとひどいなといったときには、こういう本会議の場でそういう質問をする、あるいは本会議の場でなくても、こんな苦情がきてるんだけど、よく施設の設置者と話し合いをして、改善できるところは改善していただきたい。そういうようなことは、市としてもきちっと答弁もできるし、対応もできる。そういうふうに考えといていいものなんじゃないか。この点は監査をしっかりとやるわけですから、そういうことを私どもが聞いたときにも、きちっと情報の開示も含めて、市が対応の実態を私どもにも答弁できる。そういうものとして考えたいよりのかどうかがどうか。この点はいかがでしょう。

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 今、齊藤議員からですね、認知症高齢者の方を抱えた家庭、あるいはその中でも比較的経済的な基盤の弱い市民の方々に対して、しっかりと話を聞いて、その方々に対する適切な対応ができるような体制をとれというようなお話がございました。それともうひとつは、施設で働く方々が、しっかりと働いたものに見合う収入が得られるということ。それともうひとつは、最近そういった施設が、事故があるといったようなことで、それらに対する安全性を確保すると。消防のこともそうですけども、そういったことも今、御質問いただきましたけども、今、保健福祉部のほうからいろいろ答弁をさせていただきましたけども、土別市といたしましては、労働・雇用等の問題についても私どものほうが担当しておりますし、もちろん市民の安全性ということにかかわっても、私どもは深くかかわっているというか、主としてやっていくわけでありまして、そういった認知症の方を抱えた家庭に対する対応というのもしっかりとやっていかなければならないということがありますので、今後、各部横断的にそういったものを総合的に見ていけるような体制を作り上げていくということ。もうひとつは、今、齊藤議員からお話ありましたように、そういった何かあった場合にですね、我々としてもしっかりと対応をして、そういった対応の内容についても、やはりいろいろな場でしっかりとお示しできるといったことについてもですね、十分検討しながらそういった体制をつくってまいりたいというふうに考えております。

議長（山居忠彰君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、お諮りいたします。

議会運営委員会から、調査第1号 議会運営委員会の閉会中継続審査について及び議会広報特別委員会から、調査第2号 議会広報特別委員会の閉会中継続審査についての議案が提出されました。

この2案件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第1号及び調査第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 最初に、調査第1号 議会運営委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。議会運営委員会、山田道行委員長。

議会運営委員長（山田道行君）（登壇） ただいま議題となりました調査第1号 議会運営委員会の閉会中継続審査について、その提案理由を御説明申し上げます。

議会運営委員会の所管事務のうち、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中においても調査の必要があることから、議員の任期中、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。

本案については、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第1号は閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 次に、調査第2号 議会広報特別委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。議会広報特別委員会、谷口隆徳委員長。

議会広報特別委員長（谷口隆徳君）（登壇） ただいま議題となりました調査第2号 議会広報特別委員会の閉会中継続審査について、その提案理由を御説明申し上げます。

議会広報特別委員会に付託されました、議会広報の編集、発行及び調査研究に関する事項について、閉会中においても審査の必要があることから、議員の任期中、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。

本案については、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第2号は閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成 22 年第 2 回臨時会は、これをもって閉会いたします。
御苦勞様でした。

(午後 4 時 5 4 分 閉会)